

令和 6 年第 12 回東串良町農業委員会
会 議 録

日時：令和 6 年 12 月 20 日（金）午前 10 時 00 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和6年第12回東串良町農業委員会会議録

令和6年12月20日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和6年12月20日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和6年12月20日 午前10時53分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数1名	○	1	吉ヶ崎 弘一	×	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
出席○ 欠席×	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	×		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員		1番	吉ヶ崎 弘一	8番	内村 初子		
出席した事務局職員		局長	上野 勝志	書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅		
会 議 に 付 し た 事 項	日程第1 議案第68号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について						
	日程第2 議案第69号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第3 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第4 議案第71号 農業振興整備計画変更に伴う意見について						
	日程第5 議案第72号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第6 議案第73号 農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見について						
	日程第7 議案第74号 地域農業経営基盤強化促進計画(案)に対する意見聴取について						

開会 午前10時00分

議長（大村会長）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

鶴丸委員と村吉委員から欠席届が参っております。

出席者 14 名で定足数に達しておりますので、東申良町農業委員会令和 6 年第 12 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に 1 番吉ヶ崎委員と 8 番内村委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権について、賃借権の合意解約が 3 件 4 筆、使用貸借権の合意解約が 3 件 6 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いいたします。

それではただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

それでは日程第 1 議案第 68 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権が 5 件、賃借権が 7 件、使用貸借権が 1 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権の 51 番について譲受人が〇〇委員が役員を務める法人となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東申良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己または同居の親族に関する事項に関しては、議事に参与することができないとなっております。

ますので、〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

（〇〇委員退席）

議長（大村会長）

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

所有権の 51 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川東の株式会社〇〇さん、申

請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（質疑なしの声あり。）

議長（大村会長）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり。）

議長（大村会長）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑は終了しましたので、〇〇委員の入室を認めます。

引き続き賃借権の167、168番についても、貸人が〇〇委員の息子さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

〇〇委員退席

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料4ページをご覧ください。

賃借権 167 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に、168 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地ため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

167 番、168 番につきましては、先月の総会の 148 番、151 番で審議され、承認されていますが、総会後に貸人の誤りが判明したため、取り下げを受理し、再度申請することとなりました。

内容につきましては先月の総会で説明した内容と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（大村会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議長（大村会長）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし

議長（大村会長）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑は終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 1 ページをお開きください。

所有権の 52 番、譲渡人は福岡県の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権移転でございます。

資料 2 ページをお開きください。

所有権の 53 番、譲渡人は、新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

次に 54 番、譲渡人は、神奈川県 of 〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、

申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

次に、55 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 4 ページの 167 番、168 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料 5 ページをご覧ください。

賃借権の 169 番、貸人は岩弘の〇〇夫さん、借人は岩弘の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 170 番、貸人は福岡県の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 6 ページをご覧ください。

次に 171 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 172 番、貸人は池之原の〇〇さん。

借人は、岩弘の有限会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新5年の利用権設定でございます。

資料7ページをご覧ください。

次に173番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、

申請地は議案書に記載されている通り、新規20年の利用権設定でございます。

資料8ページをご覧ください。

使用貸借権の174番、貸人は川東の〇〇さん。

借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規20年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なし。

議長（大村会長）

なければ質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村会長）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第68号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第2議案第69号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が9件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、

1 から 5 番については、管理人が〇〇委員が役員を務めている株式会〇〇となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。それでは〇〇委員は、質疑の間退席をお願いいたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 9 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、

申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番貸人は、〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議長（大村会長）

なければ質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村会長）

異議なしと認めます。

それでは質疑が終了したので〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 9 ページをご覧ください。

賃借権の 6 番貸人は〇〇さん、

借人は、池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り更新 3 年の利用権設定でございます。

次に 7 番貸人は〇〇さん、仮人は川東の株式会社〇〇さん、

申請地は、議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、

申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって日程第2議案69号農用地利用集積等促進計画案の意見については、原案の通り承認することに決しました。

次に日程第3議案第70号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権移転が4件であります。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは資料10ページをお開きください。

所有権移転の41番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。

次に、42番譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、

申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。

資料11ページをお開きください。

次に43番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権移転でございます。

次に44番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権移転でございます。

なお、譲受人は8月にも売買の申請をしており、その際に、現地調査を行い、農地法第3条の許可基準を満たしている事は確認をしております。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第3議案第70号農地法第3条の規定による許可申請については原案通り承認することに決しました。

次に、日程第4議案第71号農業振興整備計画変更に伴う意見についてを議題といたします。

今回は、農用区域からの除外について意見を求められています。

資料12ページの〇〇代表役員、〇〇さんからの農用区域からの除外申請については、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員よりお願いいたします。

谷口委員

それでは報告させていただきます。令和6年12月13日金曜日に、農用区域からの除外に係る現地調査を、私と松留立美委員、事務局の計4人で行いました。

なお関係者として行政書士である〇〇さんが出席されました。

申請地は、農用区域内農地でありますので、農地課へ農用地利用計画変更申出書が提出されております。

申請の目的は、〇〇の役員である申請人が申請地を購入し、〇〇を訪れる利用者用の駐車場を設置するものとなっております。

なお、申請地は周辺の農地の広がりがある10ヘクタール以上であると思われることから、除外が決定されたとしても第1種農地に相当するものと思われます。第1種農地は原則として転用は許可されませんが、申請地の周辺に3戸以上の住宅が広がっていることから不許可の例外にあたる「集落接続」に該当するものと思われます。

また申請面積は1,989㎡となっており、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で、日程第4議案第71号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

次に、日程第5議案第72号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回の申請は3件あり、いずれも現地調査を行っております。

それぞれでは資料13ページ、有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を松留和江委員よろしくお願いいたします。

松留和江委員

それでは報告させていただきます。

令和6年12月13日金曜日に転用にかかる現地調査を私と松留立美委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さんが出席されました。

申請地の農地区分は農用地区域内農地に該当します。

申請目的は町内の砂取業者である申請人が、申請地を一時的に使用して砂を採取することを目的としており、「農地の一時転用」にあたるものと思われます。

費用については自己資金および砂の売上金より賄う予定であるとのことです。

申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

続いて資料 14 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を松留立美委員によりしくお願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 12 月 13 日金曜日に転用にかかる現地調査を私と谷口委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。なお関係者として砂取業者の〇〇さん、および貸人の〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

申請地の農地区分は周囲の農地広がり状況から第 1 種農地に相当するものと思われま。第 1 種農地は原則として転用が許可されませんが、今回は砂取業者である申請人が、申請地を一時的に使用して砂を採取することを目的としており、「農地の一時転用」にあたるものと思われま。

費用については自己資金により賄う予定であるとのこと。

申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続いて資料 15 ページの〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を
谷口委員によりしくお願いいたします。

谷口委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 12 月 13 日金曜日に転用にかかる現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、令和 6 年 11 月 27 日付けでおりていた転用許可に伴う砂採取工事が期限内で完全に終わらなかったことを受けて、再度許可を取り農地の埋戻工事をを行うことを目的としています。

申請地の農地区分は農用区域内農地に該当します。

農用区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が埋戻工事のために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

面積に関しては、1 筆 1,025 m²であり特に問題はないものと思われま

す。申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第5議案第72号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第6議案第73号農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見についてを議題といたします。

それでは農地課より説明をお願いいたします。

農地課（市村）

おはようございます。

農地課の市村です。

それでは自分の方から説明をさせていただきます。

まず本計画の見直しは、大隅地域振興局農政普及課の指導を受けて行っております。

本計画書の見直しは、概ね5年ごとに見直しをするようになっているんですが、本町は平成21年から見直しが行われていない状況であり、今年度交付をして見直しを行う予定です。

農業振興地域整備計画の概要としまして、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種政策を計画的に実施するために、総合的な農業振興の計画を定めるもので、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農地区域内農地の農業上の用途を指定しています。

今回の見直しでは、基本的にはデータの方が平成21年のデータになっていますので、

データの方針であったり、文言を最新のものに更新しております。

また、大きく変更している点は、前回の計画書に、ほ場整備前の地番とほ場整備後の地番が混同していたため、今回の見直しで整備済みの地区は整備後の地番のみ記載するように変更しております。

次に簡単に資料の説明をさせていただきます。

資料の 1 ページから 3 ページ目をご覧ください。

第 1 農用地利用計画についてです。

地区別の農業振興についてそれぞれの地区の農業振興に合った営農構想が記載してあります。

岩弘地区から川東地区まで、田んぼや畑、小字別で区域の方が分けてあります。

次に資料の 4 ページから 5 ページをご覧ください。

第 2 農業生産基盤の整備開発計画についてです。

今後の土地利用型の農業を目指すにあたり、各地区の農地整備事業についての状況が記載してあります。

次に資料の 6 ページ目をご覧ください。

財産等用地等の保全計画についてです。

本町における今後の農業の課題である農家の高齢化および後継者不足問題や遊休農地、耕作放棄地に対する活動が記載してあります。

次に資料の 7 ページ目をご覧ください。

第 4 農業経営の規模の拡大および農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画についてです。

本町における今後の農業の課題に対しての目標や方策取り組みが記載してあります。

次に資料の 8 ページ目をご覧ください。

第 5 農業近代化施設の整備計画についてです。

本町の農業の主要品目の振興を図るための方向性であったり、森林業との関連について記載があります。

次に資料の 9 ページ目をご覧ください。

第 6 農業を担うべき者の育成確保施設の整備計画についてです。

今後本町農業を担ってくノウハウ全体新規就農者への再新規就農者以外への支援活動について記載がしてあります。

資料の 10 ページ目をご覧ください。

第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画についてです。

本町の農業従事者の安定化に向けて目標や方策等が記載してあります。

次に資料の 11 ページ目から 12 ページ目をご覧ください。

第 8、生活環境施設の整備の目標についてです。

本町の生活環境について安全性から文化性までの方が記載してあります。

今回この整備計画書とは別に今日説明した近代化施設であったりとかっていう地図の方が別紙でつけてありますので後ほどお目通しください。

今回の見直しで農用区域内の農地の方の見直しを行いましたので、地番等が記載してある農用地利用計画という資料も添付してありますので、そちらの方も後ほどお目通しください。

以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

松留立美委員

説明を受けたばかりだから、こういう計画でやりますという事ですよ。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、第 6 号議案第 73 号農業振興地域整備計画の変更に係る計画については原案通り承認することに決しました。

次に日程第 7 議案第 74 号地域農業経営基盤強化促進計画(案)に対する意見聴取についてを議題といたします。

それでは農林水産課より説明をお願いいたします。

農林水産課（水流）

皆さんお疲れ様です。

農林水産課の水流と申します。私からは地域計画についてちょっと皆さんにお話ししたいことがありまして参りました。

皆さんに、地域計画について今年の6月ごろから地域の話し合いに参加していただいて、計画に向けて話し合い活動の方に参加していただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで15地区に最初分けて地区の話し合いを進めていたんですけど、無事15地区全ての地区での話し合い活動が終了したところでした。

今からですね地域計画の原案ということで、皆さんのタブレットの方にですね、データの方が入ってるかと思えます。

まだお目通しされてない方については、又お目通ししていただければと思うんですけども、ちょっと今日はですね、この地区でどんなことがあったということはちょっと割愛させていただきますが、その地区の計画に掲載してあります。

よろしいですね、こちらが話し合い活動の中身をなるべく踏み込んだ内容となっております。

例えばですが、こちらが一番最初になるかと思うんですけども、岩弘地域です。

こちらは岩弘の水田地帯のところの地域になります。

こちらでは、例えば基盤整備を現在行ってる最中で、そちらの方も進めていくといった内容が話し合いの方でありましたので、そちらの方を記載したりですとか、また鳥獣被害とか特定外来生物、そういったものの半分が、耕作に影響を及ぼしてるので、そちらの状況などを推進していくといったような話し合いの中身でしたので、そういったことを盛り込んで私の方で一応、文章化したものが、15地区皆さんのタブレットの方に入っているところです。

こちらを踏まえて、農業委員の皆様にご意見書という形で意見をいただかないといけないということになっておりますので、一度中身をお目通しした後、この地区については、ここはもうちょっとこういうふうに書いた方がいいんじゃないかとか、もっと内容を深く掘り下げて書いた方がいいんじゃないかとかそういったご意見がありましたら、そちらをまとめていただいて、私の方に提出していただければと思います。

今日は意見という形で皆様からお聞きするという事はいたしません、また何か気づいた点等ありましたら、私の方に言ってくだされば、また検討して中身を変えていきたいということもしますので、また皆様のご協力をいただければと思

います。

よろしく願いいたします。

何かご質問がある方はいらっしゃいますか。

議長（大村）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、日程第 7、議案第 74 号地域農業経営基盤強化促進計画案に対する
意見聴取については原案通り承認することに決しました。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして東串良町農業委員会令和 6 年第 12 回定例総会を閉会いたします。